

10/2(水) 玄海原発行政訴訟・全基差止控訴審を傍聴しよう！

全基差止は、3.11 を受け、玄海原発を止めるため、避難者や全国の仲間とともに九州電力に対して全基差止を提訴しました。争点は基準地震動過小評価、重大事故対策、火山巨大噴火、配管の安全性の欠如、**控訴審で追加した原発避難計画の実効性**などです。



行政訴訟は、原子炉等規制法に基づく基準に適合していないことから、玄海原発 3, 4 号機の国の「許可」の取り消しを求めています。争点は原告適格、基準地震動過小評価、重大事故対策、火山巨大噴火などです。

この控訴審は、10 月 2 日（水）に行政訴訟第 11 回、全基差止第 12 回の口頭弁論が行われ、大詰めを迎える時期になっています。

避難計画について上岡直見さん控訴人本人尋問が実現！

全基差止では、避難問題の専門家、上岡直見さんの控訴人本人尋問が行われます。この尋問は私たち控訴人が申請したもので、被控訴人の九電は「必要性がないから却下すべき」と主張しましたが、10 月 2 日に実現することになりました。

この場で避難計画の実効性のなさが立証されることになると思われます。勝訴への大きな一歩になると確信しています。

傍聴席を埋め尽くしましょう！

この裁判は佐賀地裁で敗訴した後、福岡高裁へ控訴し 11 回に亘って闘われてきました。結審も近いと思われるこの時期に、私たちの「原発はやめなければ」という思いを裁判官にみせつけることも重要な意思表示になります。

上岡直見さん略歴

1977 年 早稲田大学大学院理工学研究科修了
2013 年 環境経済研究所（技術士事務所）代表
2002～2022 年 法政大学法学部非常勤講師「環境政策」「都市の環境問題」
2003 年 立教大学非常勤講師「データで考える環境科学」
2011～2012 国学院大学非常勤講師「環境経済学」
2017 年 8 月～22 年 9 月 新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会委員
2022 年 11 月 15 日 東海村原子力問題調査特別委員会参考人

原発関連の主な著書

脱原発の市民戦略（共著）	2012	緑風出版	2400 円＋税
原発避難計画の検証	2014	合同出版	1800 円＋税
原発避難はできるか	2020	緑風出版	2000 円＋税
原子力防災の虚構	2024	緑風出版	2600 円＋税

門前集会から参加して、たくさんの方の熱気で傍聴席を埋め尽くしましょう。(A)

玄海裁判控訴審

13:30 門前集会
14:30 行政訴訟第 11 回口頭弁論
15:00 全基差止第 12 回口頭弁論
上岡直見氏尋問
16:30～記者会見・報告集会
福岡県弁護士会館 301 号室

放射能汚染水と放射能汚泥『スラリー』

みなさん、福島原発の放射能汚染水の海洋投棄を許してはなりません。

放射能汚染水の海洋投棄は今年8月まで約6万トンに達しています。昨年8月24日の放射能汚染水の海洋投棄からすでに1年が過ぎ、8月に8回目の海洋投棄を行なっています。マスコミに対する報道管制の中で、様々な放射性物質の問題を国民に知らせず海洋汚染を続けています。

私たちはこの『いのちの海』を、放射能汚染水でこれ以上汚したくはありません。

放射能汚染水の海洋投棄について、政府は様々なうそをついています。

- ・まず第一に、政府は放射能汚染水のことをあたかも安全な『処理水』と強弁していますが、トリチウムをはじめすべての放射性物質が取り除けるわけではありません。この放射能汚染水を海に投棄すれば、放射能で海を汚染することになります。



福島第一原発事故の前は『原発の安全神話』を、今は『放射能の安全神話』を国民に刷り込もうとしています。

- ・次に、2015年に福島県漁連と「関係者の理解なしには放射能汚染水の処分はしない」と文書約束していたにもかかわらず、反古にして海洋投棄を行いました。漁民への裏切りは許せません。

- ・そして、政府は30年で汚染水の海洋投棄は終わると言っていますが、本当にそうでしょうか。

デブリが全て取り出されて廃炉が完了しなければ、放射能汚染水はなくなりません。

デブリは1～3号機で総量880トンもあり、30年で廃炉にすることは不可能です。50年、いや100年以上かかるとも言われています。このままではいつまで汚染水の海洋投棄が続くかわかりません。政府・東電は廃炉作業の工程をきちんと公表すべきです。

さらに、溶け落ちた核燃料（デブリ）のほかにも放射能廃棄物の処理が課題で、ALPSで汚染水を処理する過程で増え続ける放射性汚泥『スラリー』もその一つです。

この『スラリー』は汚染水に含まれる放射性物質を薬剤で沈殿させる工程でできる汚泥で、ストロンチウムが1立方センチ当たり数千万ベクレルと高線量のものもあります。



（スラリーを入れた容器）

『スラリー』を保管している容器はドラム缶より大きい直径1m位で高さ2mの円筒のもので、現在4300基にもなっています。ALPS（アルプス）運用の2013以降、毎年数百トン増え続け、すでに保管容量の9割以上が埋まっている状態になっています。

それに加えて、10年以上で強烈な放射線による容器の劣化が進み、中から『スラリー』が漏れ出す危険性が指摘されています。すでに耐用年数を超えるものがあり、寿命を迎えると言

われているものもあります。容器の詰め替えには具体的な方法が確立されておらず、容器は次々と寿命を迎えます。次から次へと問題となる放射性物質の処理・管理が山積みです。東電、国はいったいどうするつもりなのでしょうか？

（M）

福島第1原発は現在も「**原子力緊急事態宣言中**」で、収束の見込みすらありません。

みなさん、政府・東電に汚染水の海洋投棄を即刻やめるよう求めましょう！

処分できない高濃度核廃棄物をこれ以上増やしてはなりません。全ての原発の止めるべきです。

《裁判闘争報告》

◎8月28日(水)グリーンコープ託送料金認可取消請求訴訟第5回控訴審

- ・裁判長…久留島群一(玄海控訴審と同じ)、裁判官…秋本昌彦、山下隼人。
 - ・控訴人代理人…弁護士4名 ・被控訴人代理人3名 ・傍聴者約35名。
 - ・控訴人代理人小島弁護士が意見陳述した。
 - ・被控訴人(国)の2024年7月31日付第1準備書面(控訴人のこれまでの主張への被控訴人(国)の反論)に対し、『託送料金に、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を含めるべきでない。』という専門家の意見含めて全面的に主張をまとめる予定である。
 - ・それに先立ち、スライドを使って被控訴人(国)の第1準備書面の問題点を指摘した。
 - ・被控訴人(国)の代理人は、反論はなく、本日結審していただきたいと主張した。
※国の反論は、「電気の利用者は賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を負担して当然である」
 - ・久留島裁判長は、以下のように訴訟指揮をした。
 - ・控訴人の八田意見書と準備書面は、10月末までに提出すること。
 - ・これに対し、被控訴人(国)の反論がない場合は結審するとした。※このままいけば、次回に結審することになる。
 - ・次回第6回控訴審は、11/27(水)14:30～(1階101号法廷)
- ※経産省は、原発の新增設を進めるため、建設費などを電気料金に上乗せできるようにする新制度の導入を検討しています。利用者負担を画策する経産省の動向を警戒しましょう。

<今後の裁判闘争の傍聴を！>

◎10/2(水) 玄海原発第11回行政訴訟・全基差止第12回控訴審

- ・13:15～受付 ・13:30～14:00 門前集会 ・14:00～入廷行動(福岡高裁101号法廷)
- ・14:30～行政控訴審 第11回口頭弁論 意見陳述 (樋口茂敏さん)
- ・15:00～45 全基差止控訴審 第12回口頭弁論
控訴人本人尋問(避難計画:上岡直見さん)
※上岡さんの証人尋問が今回控訴審の焦点
九電から反対尋問もあり、16:30頃終了見込み
- ・16:30～17:30 記者会見・報告集会 (福岡県弁護士会館予定)
- ・17:30～18:00 上岡さんとの意見交換
- ・次回は12/11(水) ・次々回2025年4/23(水)

◎11/13(水)福島原発被害者救済国家賠償請求九州訴訟(第1陣) 第9回控訴審

- ・14:30～ (福岡高裁101号法廷)

◎12/18(金) 川内原発行政訴訟第7回控訴審 (福岡高裁10階1015号法廷)

- ・14:00～ 最終弁論 (前回の7/5第6回控訴審で原子力規制庁の安池氏と櫻田氏の証人尋問が行われた。今回で結審になるのか?) (M)

「在沖縄米空軍兵による少女誘拐・暴行事件に関する緊急要請」の賛同議員になりました。

外務大臣 上川 陽子 様

在沖縄米空軍兵による少女誘拐・暴行事件に関する緊急要請

昨年 12 月、沖縄県嘉手納基地所属の米空軍兵が、16 歳未満の少女を車で誘拐し、性的暴行を加えたとして那覇地検が、わいせつ目的及び不同意性交等犯罪で 3 月に起訴していたことが、6 月 25 日の報道で発覚した。また、5 月にも不同意性交致傷の疑いで県警に逮捕され、その後起訴されていたことが 6 月 28 日、捜査関係者への取材で判明した。更に 3 件の米兵による不同意性交容疑での逮捕があったことも判明。昨年の誘拐・暴行事件を速やかに県に報告・公表していれば、以後の事件は防ぐことができたと判断でき、外務省の責任は極めて重く看過できない。

沖縄で繰り返される米兵・軍属らによる犯罪は、沖縄の日本復帰から 2022 年までの 50 年間で 6163 件あり、うち、強制性交や殺人などの凶悪犯罪は 584 件に上る。特に繰り返される女性への性暴力は許し難く、1995 年の少女への暴行事件では、県を揺るがす怒りの県民大会となった。そして 1997 年に、日米合同委員会で、米軍に関わる事件については日米間で共有し、正確かつ直ちに地域社会に対し提供することが重要と沖縄県及び市町村に通報することが合意された。にもかかわらず、平和外交で力をつくすべき外務省による情報隠しは、基地による被害に苦しみ続ける沖縄の人々を重ねて蹂躪する暴挙であり強く抗議する。一方、第 213 通常国会では、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生した際に国が自治体に対し指示権を行使できる、とした地方自治法改正法が、多くの地方議会からの意見書や、首長らの懸念、異議申し立てに反し、可決成立した。今回の事件における外務省から沖縄県への著しい連絡の遅滞は、地方自治法改正において懸念されていた国による地方自治体への支配を強める具体的な事柄としても受け止めざるを得ず、強く抗議する。よって、私たち地方議会議員は、地方自治の本旨に基づき以下、要請する。

記

1. 外務省は、日米政府が被害者に謝罪と十分な補償を遅滞なく行うように、責任をもってあたること。
2. 一連の事件の情報を速やかに沖縄県と共有しなかった理由と責任を明らかにし、詳細に説明すること。
3. 米軍人等を特権的に扱う日米地位協定の抜本的改定に向けて力をつくすこと。
4. 米軍基地の有無にかかわらず、地方自治体に対し地方分権の推進に沿って対等な関係を築いていくために不断の努力を講じること。

2024 年 7 月 19 日

緊急行動にも関わらず、賛同議員は全国 264 名。各自治体で意見書も出す動きです。福岡県内では、筑紫野市議会が全会一致で 9 月 4 日に提出。福岡市議会でも、女性議員立案で意見書を出したいと内部で動きましたが、立案のためには 3 人の議員が最低条件の上、会派制が強くなかなか叶わない状況。今 9 月議会中に会派として出してくれるところがないか当たっているところです。

【編集後記】

◇9 月 12 日 福井県議会でも、六ヶ所村の再処理施設の完成の遅れから、関電の使用済み核燃料の県外搬出計画の見直しをめぐる問題で、これまで知事に一任してきた最大会派の自民党をはじめ主要な会派から「関電が約束を守らない以上、40 年超原発を即停止すべき」と美浜 3 号、高浜 1、2 号機の運転停止を迫った。これに対し、杉本知事は「すぐに止める考えはない」と述べ、県議会と知事の意見が対立している。今後の議論を注視する必要がある。

◇9 月 11 日 国際原子力機関（IAEA）が除染土再利用にお墨付きを与えることを糾弾する。
国は第 1 原発周辺に設けた中間貯蔵施設に搬入した汚染土で放射性物質濃度が比較的低いものを全国の公共事業などに使い、処分量を減らす方針。汚染土は東京ドーム 11 個分を搬入しているが、2045 年 3 月までに県外に搬出して最終処分すると法律に定めている。放射能汚染水の放出と同様、またもや IAEA のお墨付きを利用して、放射能汚染土を全国にばらまこうとしている。

◇9 月 12 日 町議会で脇山玄海町長は次段階の『概要調査』への賛否で「住民投票」の検討を示した。取材では、文献調査が始まったばかりで何も決めていないと話した。住民投票で賛否を問え。（M）